（予備計算）

第百十八条　内部格付手法の使用について第百十六条の承認を受けようとする最終指定親会社は、内部格付手法の使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度以降において、承認を得ようとする内部格付手法に基づいて連結自己資本規制比率を予備的に計算し、当該前事業年度の中間予備計算報告書（事業年度開始の日から当該事業年度の中間期の末日までの内部格付制度（第百五十七条第一項に規定する内部格付制度をいう。以下この款において同じ。）の運用状況及び当該事業年度の中間期の末日の連結自己資本規制比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）及び当該前事業年度の予備計算報告書（事業年度の内部格付制度の運用状況及び当該事業年度の末日の連結自己資本規制比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）を作成しなければならない。ただし、内部格付手法採用最終指定親会社が行う合併、株式交換、株式移転その他の組織再編成により内部格付手法採用最終指定親会社の親会社となる最終指定親会社が内部格付手法の使用について第百十六条の承認を受けようとする場合において、当該組織再編成が内部格付手法に基づく連結自己資本規制比率の計算の継続性に重要な影響を及ぼすものでなく、かつ、当該承認を受けようとする最終指定親会社が当該組織再編成前の数値等に基づく中間予備計算報告書及び予備計算報告書に準ずる書類（株式移転により最終指定親会社を新たに設立する場合にあっては、子法人等となる同号に規定する内部格付手法採用最終指定親会社の数値等に基づく書類）を作成することができるときは、この限りでない。

2　前項に定める連結自己資本規制比率の予備的な計算を行おうとする最終指定親会社は、前条第一項各号に掲げる事項を記載した書類に同条第二項各号に掲げる書類に準ずる書類を添付して、金融庁長官に届出を行わなければならない。

3　最終指定親会社は、承認申請書の提出に先立って、第一項の中間予備計算報告書及び予備計算報告書に前条第一項各号に掲げる事項を記載した書面及び同条第二項各号に掲げる書類に準ずる書類を添付して、それぞれ当該報告書の対象である期間の経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

4　内部格付手法の使用を開始しようとする日が当該事業年度の中間期の末日の翌日以降である場合における前三項の規定の適用については、第一項中「当該前事業年度の中間予備計算報告書」とあるのは「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の中間予備計算報告書」とする。

（承認の基準）

第百十九条　金融庁長官は、次の各号に掲げる場合、当該各号に定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　基礎的内部格付手法採用最終指定親会社として承認しようとする場合は、第四節第一款から第六款までに規定する最低要件に沿った内部格付制度を、当該承認に先立って三年以上にわたり使用しており、同節第七款及び第八款に規定する最低要件を、内部格付手法の使用を開始する日以降満たすことが見込まれ、かつ、内部格付手法実施計画が合理的なものであること。ただし、内部格付制度の改良を行うことを妨げない。

二　先進的内部格付手法採用最終指定親会社として承認しようとする場合は、第四節第五款第四目から第六目までに規定するLGD及びEADの推計値を利用するための最低要件に沿った内部格付制度を当該承認に先立って三年以上にわたり使用しており、かつ、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画が合理的なものであること、及び前号の基準を満たすこと。ただし、内部格付制度の改良を行うことを妨げない。

（変更に係る届出）

第百二十条　内部格付手法採用最終指定親会社は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一　承認申請書の記載事項に変更がある場合

二　承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三　第四節第一款から第八款までに規定する最低要件を満たさない事由が生じた場合

2　前項第三号に掲げる事由が生じた場合、内部格付手法採用最終指定親会社は、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該最終指定親会社等のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第百二十一条　金融庁長官は、前条第一項第三号に掲げる場合であって、内部格付手法を用いて信用リスク・アセットの額を算出することが不適当と判断したときは、第百十六条の承認を取り消すことができる。

第二款　段階的適用等

（内部格付手法の適用）

第百二十二条　内部格付手法採用最終指定親会社は、すべてのエクスポージャーについて内部格付手法を適用しなければならない。ただし、内部格付手法の適用を開始した後の一定の期間について、事業単位ごと又は資産区分ごとに標準的手法を適用する旨を内部格付手法実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、内部格付手法採用最終指定親会社は、当該最終指定親会社等の信用リスク・アセットに関連する事業の大部分にわたる会社分割その他の特段の事情がある場合は、金融庁長官の承認を得たときに限り、内部格付手法に代えて標準的手法を用いることができる。

（先進的内部格付手法への移行）

第百二十三条　先進的内部格付手法採用最終指定親会社は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に従って、事業法人等向けエクスポージャーのLGD及びEADを推計しなければならない。

（適用除外）

第百二十四条　前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用最終指定親会社は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載がある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することができる。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一　標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用最終指定親会社の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が十パーセントを超える場合

二　標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用最終指定親会社の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合

2　前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用最終指定親会社は、株式等エクスポージャーの直近一年間における平均残高が基本的項目の額と補完的項目の額の合計額の十パーセントを超えない場合に限り、標準的手法に基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株式等エクスポージャーのポートフォリオが十未満の発行体の株式等エクスポージャーにより構成されている場合は、基本的項目の額と補完的項目の額の合計額の五パーセントを超えない場合に限る。

（スロッティング・クライテリアの利用）

第百二十五条　内部格付手法採用最終指定親会社は、第百二十九条第三項及び第五項に基づきスロッティング・クライテリアを利用する場合は、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けの区分ごとに利用しなければならない。